

香川県藤井中学・高等学校いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月 1 日

香川県藤井中学校

香川県藤井高等学校

0 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為であるが、どの学校にも起こりえることであり、どの生徒もいじめを行う者にもいじめを受ける者にもなりうる。いじめは、文部科学省の調査において数多く報告されている。この憂慮すべき事実をうけて、平成 25 年 9 月に、「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法律に基づき、本校においても「香川県藤井中学校/香川県藤井高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」）を策定し、いじめ防止に全力を挙げて取り組む。

本校では、校長のリーダーシップのもと、学校、家庭、地域が連携を図りながら、いじめ対策に組織的に取り組む。そして、いじめの「未然防止」、「早期発見」「早期対応」に努め、生徒一人ひとりの安全、安心な生活を確保し、学校が本来持つべき、生徒の成長の場としての機能を十分に発揮させる。

1 組織

上記の基本理念のもと、いじめの防止を目的として、次の者で構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。

校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教育相談部長、学年主任、養護（助）教諭、スクールカウンセラー

※事案が発生した場合は、対象生徒の学級担任および当該活動にかかわる教員も含む。

2 基本的施策

（１）未然防止

- ① 入学時に保護者、生徒に「いじめ」根絶の基本理念を周知する。
- ② P T A総会や懇談において「いじめ防止」への取り組み状況を伝える。
- ③ ホームルームにおいて「いじめ防止」について学ぶ。
- ④ 委員会は「いじめ」についての情報を全教員に周知し、教員は問題意識を常に持って取り組む。

（２）早期発見

- ① 生徒個々の様子を注意して観察するとともに、教員相互での情報共有に努める。
- ② 「学校生活調査」を生徒及び保護者に行う。
- ③ 「学校生活アンケート」を生徒に行う。
- ④ 学校評議員や少年補導担当者（丸亀市少年育成センター・中讃少年サポートセンター等）との連携により、生徒の校外での様子を把握する。

（３）相談体制（生徒や保護者に対し、以下①～④を行う）

- ① 生徒の抱えている問題について、全教員が相談に応じる。
- ② 教育相談部関係職員を周知する。
- ③ スクールカウンセラーを紹介する。
- ④ 香川県教育センターの教育相談窓口を紹介する。（087-813-1620）。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 携帯電話、スマートフォンのマナーについて指導する。
- ② 情報に係る授業等で情報道徳について指導する。

3 年間計画

4月	新入生およびその保護者への 「基本方針」の周知（入学式） いじめ防止のホームルーム（いじめに対する意識調査） いじめ防止対策委員会
5月	携帯電話、スマートフォンのマナー教室（1年） 保護者への「基本方針」の周知（PTA 総会）
6月	いじめ防止対策委員会 自己確認シート 学校生活調査（生徒・保護者）
7月	学校生活アンケート（生徒）
10月	いじめ防止対策委員会
11月	学校生活調査（生徒・保護者）
12月	学校生活調査（生徒）
1月	いじめ防止対策委員会
3月	年度計画の評価と次年度の計画

4 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

- （1） いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への事実確認
- （2） いじめを受けた生徒及びその保護者への説明および支援
- （3） いじめを行った生徒への指導及びその保護者への説明と助言
- （4） 当該事案が重大事態である場合の関係機関への連絡・連携
- （5） いじめを行った生徒に対する教育的懲戒指導
- （6） いじめを受けた生徒の指導後の経過観察及びカウンセリング
- （7） いじめを行った生徒への継続指導

※ 重大事態と判断される事案においては速やかに学校施設者や警察、その他関係機関とも連携し、被害生徒の権利、心身の健康と財産が守られるよう対処する。

重大事態とは

- ・いじめにより、在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。
- ・いじめにより、在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態。

5 学校評価

- （1） 年に1回、学校評価アンケートを保護者に対して実施する。
- （2） 学校評議員会において、いじめ防止対策の取組について意見を求める。
- （3） スクールカウンセラーから、いじめ防止対策の年度の取り組みについて意見を求める。
- （4） 上記（1）～（3）を受けて次年度の計画を立てる